

機密保持契約書

株式会社 OOOO（以下「甲」という）と株式会社 NTQ ジャパン（以下「乙」という）とは、甲乙相互の間で開示、提供する機密情報および個人情報の取扱いに関して、以下のとおり合意し、契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

甲および乙は、甲乙間における取引業務上の行為全般（見積り、提案および協議等一切の行為を含む。以下「本業務」という）が、相互の信頼によるものであることを認識すると共に、本契約に定める機密保持に関わる各条項を信義に則り誠実に履行することにより、甲乙間の公正な取引関係を維持・増進するために本契約を締結する。

第2条（定義）

1. 本契約において機密情報とは、本業務の実施に際して情報を開示する者（以下「開示者」という）から開示される者（以下「被開示者」という）に対して「機密」「Confidential」等と機密である旨を明示のうえ開示された情報をいう。なお、口頭または視覚的表現で開示された情報については、開示の際に機密である旨が表明され、かつ開示の日より 14 日以内に当該情報を記載した書面を作成し、機密である旨の表示を付して被開示者に交付された情報をいう。
2. 前項に定める機密情報に関して、次の各号の一に該当する情報は、機密情報から除く。
 - (1) 提供または開示を受けた際に公知となっており、もしくは被開示者が適法に所有していた情報。
 - (2) 提供または開示を受けた後に、被開示者の責によることなく公知となった情報。
 - (3) 提供または開示を受けた後に、被開示者が第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
 - (4) 独自に開発・取得した情報。
3. 本契約において個人情報とは、氏名、生年月日その他の記述または番号、記号その他の符号、画像もしくは音声により、特定の個人を識別できる(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できるものを含む)ものをいう。なお、個人情報については、前二項の定めにかかわらず、機密である旨の明示、または公知であるか否かを問わない。

第3条（機密の保持）

1. 被開示者は、前条で定める機密情報および個人情報(以下合わせて「機密情報等」という)を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、機密情報等を第三者に対して開示、漏洩し、または第三者をして漏洩させないこと。
 - (2) 事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、機密情報等を複写、複製または翻案しないこと。
 - (3) 事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、機密情報等を本業務以外のいかなる目的にも使用または利用しないこと。
 - (4) 自己の役員および従業員に機密情報等を開示する場合は、開示先を本業務の関係者に限定するとともに、本契約の内容を遵守させること。
 - (5) 機密情報等を知得した自己の役員および従業員が退職する場合、それらの者に対して機密保持に関する誓約書等を徴し、退職後も機密情報等が第三者に漏洩しないように万全の措置を講ずること。
 - (6) 事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、機密情報等のリバースエンジニアリング等を行わないこと。
 - (7) 機密情報等またはかかる機密情報等を伴う役務の提供および製品の、直接的または間接的輸出・再輸出に関し、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法を遵守し、

所定の手続をとること。なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続きをとる場合も同様とすること。

2. 前項の定めにかかわらず、被開示者は、官公庁の要求または法令の定めにより機密情報等の開示を要求された場合、必要かつ最小限の範囲において機密情報等を開示することができる。この場合、被開示者は速やかに開示者に通知するものとする。
3. 開示者は被開示者に対し、本業務に必要な範囲を超えて機密情報等を開示しない。
4. 開示者は開示者の有する個人情報を被開示者へ開示する場合には、個人情報が特定できないように加工したうえで、当該個人情報を開示するよう努力する。

第4条（再委託）

被開示者は、あらかじめ開示者の書面による承諾を得て、本業務の全部もしくは一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる。この場合は、当該第三者に対して自己が本契約にもとづき負担する義務と同等の義務を課す。

第5条（報告・監査）

1. 開示者は、機密情報等の取扱いおよび保護に関する管理状況について、必要に応じて被開示者より報告を求めることができ、被開示者はこれに応じなければならない。
2. 開示者は、前項に加えて、機密情報等の取扱いおよび保護に関する管理状況について、被開示者に対しその事業所内での監査を実施できる。ただし、被開示者の業務に支障を生ずることのないよう日時・場所・方法について、事前に調整のうえ、実施するものとし、監査実施要求を受けた被開示者は、正当な理由なく、監査実施を引き延ばしてはならない。

第6条（知的財産権の取扱い）

1. 本契約にもとづく機密情報等の開示は、別途定めがある場合を除き、開示者が被開示者に対して知的財産権を許諾するものではない。
2. 被開示者が、開示者の機密情報に基づいて発明・考案等（以下「発明等」という）をした場合は、ただちに開示者に書面で通知しなければならない。
3. 前項に伴う発明等から生じる権利の帰属、登録出願する場合の費用負担、出願担当者など必要な事項は、甲乙協議の上、別途定める。

第7条（契約終了時の義務）

被開示者は、本契約が終了した場合または開示者からの書面による要求があった場合、機密情報等を返還もしくは破棄（電子データは消去）したうえで、その旨を本契約の終了日または開示者からの書面による要求があった日から7日以内に書面で通知し、開示者はこれを確認する。

第8条（権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本契約上の権利または義務の全部もしくは一部を他に譲渡してはならない。

第9条（損害賠償）

1. 甲または乙は、相手方の契約違反により損害を受けた場合、通常かつ実際に生じた直接損害の範囲に限って相手方に対して損害賠償を請求できる。ただし、天災地変その他の不可抗力により生じた損害および自己の責に起因して生じた損害は含まれない。
2. 前項の損害賠償請求額には、甲または乙が、相手方に対して履行を求めるために必要な一切の費用、訴訟に関する弁護士費用等を含む。

第10条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日より1か年とする。但し、契約期間満了の15日前までに、甲乙いずれか一方の書面による申出のない限り、本契約は同一条件にて自動的に1か年間延長されるものとし、その後も同様とする。

第 11 条（合意による契約の解除）

甲および乙は、いずれか一方の申し出にもとづく協議のうえ、事前の合意により本契約を解除することができる。

第 12 条（契約の解除）

甲および乙が正当な理由なく本契約に違反したときは、相手方は何らの催告なくして直ちに本契約を解除することができる。

第 13 条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定される暴力団およびその関係団体等（以下「反社会的勢力」という）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、また自らの主要な出資者または役職者が反社会的勢力の構成員でないことを保証する。

第 14 条（準拠法）

本契約は、効力、解釈および履行を含む全ての事項について、日本国法に準拠する。

第 15 条（管轄裁判所）

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、甲の本店所在地を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とする。

第 16 条（協議）

本契約に定めのない事項その他本契約の条項に関し疑義を生じたときは、発生の都度速やかに甲乙が協議のうえ円満な解決を図る。

第 17 条（契約解除後の扱い）

本契約が第 10 条（契約期間）、第 11 条（合意による契約の解除）または第 12 条（契約の解除）により終了した後も、第 3 条（機密の保持）、第 6 条（知的財産権の取扱い）、第 7 条（契約終了時の義務）、第 9 条（損害賠償）、第 14 条（準拠法）、第 15 条（管轄裁判所）、第 16 条（協議）および本条本項の規定は、引き続き有効とする。

以上、本契約成立の証として本書を 2 通作成して、甲乙各が記名・捺印のうえ各 1 通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙 神奈川県横浜市保土ヶ谷区宮田町二丁目125番地
株式会社NTQジャパン
代表取締役 小川 義輝

印